

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル要求水準書、契約書等に関する質問回答書

1 要求水準書に関する質問回答

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答											
1	3	2	2	(3)		業務の概要	<p>運転管理業務において焼却施設から発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣等の最終処分物を最終処分場へ運搬する業務は組合所掌となっています。受託者が計画する運転計画により、最終処分物の発生量は時期により変動しますが、最終処分物の運搬車両台数もそれに合わせて増減可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現在、最終処分物の運搬については、組合と最終処分場を管理する各構成市で協議し、毎月、運搬計画を作成し、運搬車両台数を定めています。業務開始後は、受託者、組合及び各構成市により、毎月の運搬計画及び運搬車両台数の詳細について協議していくこととします。</p>												
2	3	2	2	(3)		業務の概要	<p>維持管理業務において、「管理棟・見学通路の維持（建物管理）」は組合所掌となっています。管理棟・見学通路の他の建物（工場棟、計量棟他）についても、建物に関する維持管理業務は組合所掌と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書30p「1.11 建築物等の維持管理」に記載のとおり、建築物の維持管理業務は、組合で実施します。</p>												
3	20	4	1	1	(2)	直接搬入 ごみ搬入 量	<p>直接搬入ごみにおいて想定される搬入車両台数を具体的にご教示いただきますよう、お願いします。</p>	<p>2015年度から2018年度の直接搬入ごみの実績は以下のとおりであり、同程度の車両台数を想定しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>2015年度</td> <td>1,570台</td> <td>186.15 t</td> </tr> <tr> <td>2016年度</td> <td>1,705台</td> <td>181.66 t</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>1,877台</td> <td>207.75 t</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>2,506台</td> <td>300.99 t</td> </tr> </table>	2015年度	1,570台	186.15 t	2016年度	1,705台	181.66 t	2017年度	1,877台	207.75 t	2018年度	2,506台	300.99 t
2015年度	1,570台	186.15 t																		
2016年度	1,705台	181.66 t																		
2017年度	1,877台	207.75 t																		
2018年度	2,506台	300.99 t																		
4	22	2	1	(1)		計画搬入 量及び処 理量	<p>表5-1に示されている搬入量と処理量は各年度ともに約1,000(t/年)ほど差異があります。ご提出する運転計画は「搬入量」のごみ量を処理するものとしてご提案することによろしいでしょうか。また搬入量と処理量に差異がある理由をご提示いただきますよう、お願いします。</p>	<p>運転計画は、お見込みのとおり「搬入量」のごみ量を処理するものとして提案してください。搬入量と処理量の同一年度内での差異は、ごみをごみピット内に数日間程度貯留しており、その間に、ごみに含まれる水分が、空气中に蒸発していることなどが要因と考えられます。</p>												

5	23	2	7			売電収入の目標	<p>売電収入の額は受託者が提案する「売電支払目標額」により定めることとありますが、売電支払額は該当年における売電単価、ごみ搬入量及びバイオマス比率等、受託者の責めに帰さない条件で大きく変動する可能性があります。従いまして、受託者が提案させていただく売電に係る目標値は「売電額」ではなく、「単位ごみ重量当たりの売電量」とさせていただきますようお願いいたします。</p>	<p>要求水準書に示すとおり、受託者から組合に支払われる売電収入の額は、受託者の提案（売電支払目標額）により定めることとします。</p> <p>質問者が記載している売電単価、ごみ搬入量及びバイオマス比率等（他ごみ質）は、直近の実績等により計算条件として設定をすれば、見込額の計算はできると考えます。</p> <p>ただし、あくまでも見込額となるので、額が確定した以降に差額を精算するなどの方法について、協議することとします。</p>
6	24	2	8			鉄くず等の処理	<p>「受託者は焼却処理により発生する鉄くず等を処理すること。」とあります。本施設には磁選機等の金属類を回収する設備は設置されておられません。当該の「鉄くず」とはコンベア等に引っ掛かり作業員によって除去された物と理解してよろしいでしょうか。また、実績運転における鉄くずの発生量、処理方法をご教示いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>鉄くずの定義はお見込みのとおりです。</p> <p>また、鉄くずの発生量と処理方法は以下のとおりです。なお、本件施設では、発生量を重量では記録しておらず、鉄くずの廃棄用コンテナの容積のみで記録しています。</p> <p>1 発生量（2016～2018年度） 2016年度 約6 m³ 2017年度 約4 m³ 2018年度 約2 m³</p> <p>2 処理方法 産業廃棄物として、産業廃棄物処理業者に回収を依頼しています。</p>
7	39	10	1	3		清掃範囲	<p>受託者が実施する清掃範囲を配置図等で具体的にご提示いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>現在想定している清掃範囲は、別紙清掃所掌範囲配置図をご参照ください。</p> <p>なお、SPCの設置等により各居室の配置に変更が生じる場合は、清掃範囲について、改めて協議することとします。</p>
8	39	10	1	3		清掃範囲	<p>施設内の清掃が受託者の所掌範囲となっておりますが、敷地内の除草については、所掌範囲外という理解でよろしいでしょうか。受託者所掌である場合は、除草範囲を配置図等で具体的にご提示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>お見込みのとおり、敷地内の除草については、組合で実施します。</p> <p>ただし、受託者におかれても、施設的美観が損なわれることのないよう、計量棟周辺やプラットホーム出入口周辺等の除草や清掃に協力をお願いいたします。</p>

9	39	10	1	4		除雪範囲	受託者が実施する除雪範囲を配置図等で具体的にご提示いただきますようお願いいたします。	別紙除雪所掌範囲配置図をご参照ください。
10	39	10	1.1			見学者対応	2015～2018年度の見学者実績を御教示願います。	見学者実績は以下のとおりです。 2015年度 小・中学校 30校 1,437人 高校・一般 42団体 994人 行政関係 13団体 268人 計 85団体 2,699人 2016年度 小・中学校 30校 1,530人 高校・一般 17団体 411人 行政関係 6団体 94人 計 53団体 2,035人 2017年度 小・中学校 31校 1,633人 高校・一般 18団体 324人 行政関係 11団体 288人 計 60団体 2,245人 2018年度 小・中学校 31校 1,419人 高校・一般 12団体 259人 行政関係 9団体 192人 計 52団体 1,870人

2 基本協定書（案）に関する質問回答

番号	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
				質問なし	

3 委託業務契約書（案）に関する質問回答

番号	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
1	6	4	18	8		時間外受付	<p>受付時間外でも搬入に協力することとありますが、これは災害発生時などの緊急時の対応という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>災害発生時の他、急な降雪による交通渋滞の発生等、受付時間内での搬入が困難となる場合を想定しています。</p>
2	7	5	22			車両調達	<p>要求水準書に示す車両に加え、運営管理上、受託者が必要と考える車両がある場合、委託者は自らの費用で調達し、受託者へ支給するとあります。また「車両の維持に関わる費用（保険料を含む）は、委託者の負担とする。」とあります。一方、要求水準書第13頁「3.17車両・重機等」では、「組合が所有する車両・重機については無償で借用できる」「組合は貸与した車両・重機の更新は行わない」とだけあり、委託者にて行う必要車両の事前調達については記載がありません。また、維持管理費については、受託者が負担することとあり、契約書（案）の内容と齟齬があると考えます。</p> <p>契約書（案）と要求水準書のどちらの記載内容が正か、ご教示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>要求水準書の記載内容が正となります。委託業務契約書（案）第22条を以下のとおり修正します。</p> <p>（車両） 第22条 要求水準書に示す車両に加え、運営管理上、受託者が必要と考える車両がある場合、受託者は、本件業務に支障のない車両を選定し、委託者へ報告するとともに、<u>自らの費用と責任で必要な時期までに調達すること。</u> <u>2 要求水準書に示す車両の維持に係る費用（保険料を含む。）は、受託者の負担とする。</u></p>
3	14	8	48			ごみ質	<p>「処理対象物の性状が、要求水準書に定める計画ごみ質に適合している限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。」とあります。</p> <p>組合のごみ収集形態が変更された場合や、災害ごみが搬入された場合等、受託者では想定できない事象により、処理対象物の性状が変動し、委託料にも影響を及ぼす場合は、要求水準書に</p>	<p>要求水準書に定める計画ごみ質に適合している場合、委託料の変更は認めません。</p> <p>ただし、ごみ収集形態が変更された場合や、災害ごみが搬入された場合において、ごみ質が計画ごみ質を逸脱するときや処理能力を超過するときは、協議に応じることとします。</p>

								定める計画ごみ質に適合している場合においても、委託料の変更について協議に応じていただきますようお願いいたします。	
4	29	別紙 2	1	(3)	ア	変動費 i の対象費 用		<p>本項の精算額の式では、灯油使用量は変動費 i に含まれる記載があります。一方で、別紙 2-1-(1)及び別紙 2-2-(1)では燃料費（灯油等）は変動費 ii に係る項目として記載されています。</p> <p>灯油使用量（燃料費）は変動費 ii に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>灯油使用量（燃料費）は、変動費 ii に含まれます。</p> <p>委託業務契約書（案）28p 「(3) 変動費 i の積算方法」本文中「当該年度の電力料金、水道使用料金、灯油料金の実績値」を「当該年度の電力料金、水道使用料金の実績値」に、29p 精算額の式中「電力料金、水道使用料、灯油使用料の実績値」を「電力料金、水道使用料の実績値」に修正します。</p> <p>なお、別紙 2 に掲げる委託料の支払方法や精算方法等の詳細については、委託契約書締結時に、改めて協議することとします。</p>

4 様式集に関する質問回答

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	18・19						「受入管理」及び「運転管理」についての様式	<p>様式集においては「受入管理」について記載する様式になっています。一方、「優先交渉権者選定基準書」の第5頁に明記されている「表1 運営要素評価項目」においては「受入管理」は評価項目として含まれていません。「受入管理」については「3. 運転管理について」のうちの「本施設の安定的な運転のため、搬入禁止物発見等に関して優れた提案がなされているか。」が該当していると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、提案書の枚数は「受入管理」と「運転管理」で合わせて4枚という理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	5	4	1)	(1)	1	評価項目	<p>企業実績を記入する様式について御教示願います。</p>	<p>参加表明書類提出時に参加資格として提出いただいたもの以外の企業実績については、様式2-5代表企業の包括委託実績（高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務様式集（Word版）p7）に記入し、提出してください。</p>	